

2012年10月

KPMG ミャンマー通信 Vol.3／2012

【新外国投資法が連邦議会へ差し戻し】

ミャンマー通信Vol.2にて、外国投資法の改正法案が2012年9月7日に連邦議会で可決され、今後は、テインセイン大統領がこの法案をそのまま承認するか、コメントをつけて議会に差し戻すか、いずれかの手続きを進めることになる、とお伝えしました。

9月24日の政府当局の発表では、テインセイン大統領は当該法案に署名せず、連邦議会へ差し戻したと伝えられています。大統領は連邦議会へ、法律をより明確にするように求めていました。これは外国人投資家からの、法律が曖昧すぎて外国投資を促進するようなものではないとの批評を受けてのことだと考えられます。

大統領が議会へ提案したことの一例としては、外国企業がミャンマー企業との合弁会社を設立する場合に、外国比率が50%までに制限されるという条文についてのものが挙げられます。一律に外国比率を50%までと規定するのではなく、ミャンマー投資委員会(MIC)が作成する細則等により業種ごとの適切な外資比率を定め、外資比率について柔軟に対応できるようにすべきというものです。

また大統領は、外国資本の参入が規制される業種についても、投資家の誤解を避けるために定義をもっと明確にすべきであるという考え方を持っているようです。これは、規制業種の1つとして規定しているミャンマー法人が実行可能な中小規模の事業等を指したことだと考えられます。

外国投資法の法案は10月第3週目から再度連邦議会で審議が再開されますので、改正外国投資法は11月以降にリリースされるものと思われます。



出典：AP通信(2012年9月24日)

編集・発行

KPMG Thailand

藤井 康秀／田原 隆秀

www.kpmg.com/th

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を総合的に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2012 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.